

資料3 - 1 ~ 3 - 5

3 - 1 女児の逸失利益に関する主な裁判例

死亡した幼児の逸失利益の算定に係る収入金額については、賃金センサスに依拠する方法が定着している。女児の場合、女子労働者の平均賃金に基づいて算定する限り、男女の場合とで格差が生ずるが、最高裁判所は、従来、このような方法も不合理とはいえないとする立場をとっている(参考資料3 - 1 - 1)。

しかしながら、東京高等裁判所においては、本来有する労働能力には性別に由来する差は存在せず、しかも、就労可能年齢にまだ達しない年少者の場合、多様な就労可能性を有し、将来の就労可能性に男女差はもはや存在しないに等しい状況にあるなどとする例(参考資料3 - 1 - 2)がある。

3 - 2 主婦の逸失利益に関する主な裁判例

主婦の逸失利益が認められるか否かについては、かつては、見解が対立していたが、現在は、逸失利益が認められるという見解が定着している。

3 - 3 再婚禁止期間に関する主な裁判例

最高裁判所は、民法第733条の立法目的に一応の合理性が認められることを指摘した上で、国会が同条を改めないことが国会賠償法第1条第1項の適用上違法の評価を受ける例外的な場合に当たらないことを判示している。

3 - 4 入会権に関する主な裁判例

入会権については、那覇地方裁判所は、会員資格を原則として入会権者の男子孫に限定し、男女間で異なる取り扱いをしていることは公序良俗に反し無効としたが、福岡高等裁判所においては、過去の長年月にわたって形成された各地方の慣習に根ざした権利であるから、そのような慣習が存続していると認められる以上は、その慣習を最大限に尊重すべきであって、入会権者たる資格を承継することができるのは原則として男子孫に限られている慣習に合理性がないということのみから直ちに当該慣習が公序良俗に違反して無効であるということとはできないとした(現在、上告中)。

3 - 5 夫婦間の姓名の使用に関する主な裁判例

婚姻後の氏として夫婦それぞれの姓を選択する旨記載した婚姻届について受理しないこととした市長の処分に対して、憲法違反を理由として取消しを求めた事案において、岐阜家庭裁判所は、民法750条は現在でもなお合理性を有するものであって、憲法に違反しないとして申立てを却下した。(参考資料3 - 5 - 1)

また、旧姓名の使用については、国立大学女性教授が国に対し、人事記録その他の文書において旧姓名を使用するよう義務づけを請求したところ、東京地方裁判所は、個人の同一性を識別する機能としては、戸籍名より優れたものは存在しないとして不適法とした(平成10年3月27日東京高裁において和解成立)。(参考資料3 - 5 - 2)